『ちば野菊の里スポーツ広場』の利用について

令和８年 11 月１日

〇施設概要

1. 所在地

松戸市栗山478の1　ちば野菊の里浄水場内

2. 形態

スポーツ広場１面

※浄水場敷地内（センター付）のため、フェンスを越えるようなスポーツは禁止されています。よって利用可能なスポーツはグラウンド・ゴルフ、少年サッカー（低学年）、軽スポーツ等に限られます。

3. 使用料

無料

4. 禁止事項

①スポーツ以外のイベント使用（教育的な目的で、下記の禁止事項に該当しない使用は可）
②不衛生な行動（ごみの放置、つば吐き等）
③火器の使用
④喫煙（駐車場内の車両中等での喫煙も不可）
⑤施設外のちば野菊の里浄水場内に物品を入れる（落ちる）恐れがある行為
（ドローン・ラジコン、凧上げ、ボールの投げ入れ等）
⑥撮影（一切の写真や動画類）
⑦飲酒及び食事
⑧ペットの立ち入り
⑨施設外のちば野菊の里浄水場内への立ち入り
⑩施設の損傷行為（機械警備、フェンス等にボールを当てる等）
⑪配水池上部設置のフェンス外への手出し等
⑫燃料（バッテリー、ガソリン等）を施設へ保管すること
⑬粉末状材料の使用（ライン引き等）
⑭地面への掘削（穴をあける、杭を打ち込む等、30㎝を超えるもの）

5. その他

・グラウンド・ゴルフの道具等、備品は一切ありません。
・トイレ、水道、駐車場（20 台）はあります。
・施設利用者の事故・怪我、および配水池上部設置のフェンスを越えた物品の紛失・破損については一切の責任を負いません。
・配水池上部設置フェンスの警備設備及び赤外線センサーの破損が施設利用者の責による（故意過失問わず）場合は全額弁償していただきます。

・施設内外に関わらず、紛失物について市及びちば野菊の里浄水場では保管、捜索、問い合わせについて一切対応いたしませんが、利用者のものと思われる物品を発見した場合は、駐車場に設置する拾得物保管箱へ収納いたします。

※通常業務の範囲内で見つかった場合に限るため、必ずフェンスを越えた物品が拾得物保管箱に格納されるわけではありません。

〇利用方法

1. 団体登録の条件

・9 人以上で構成されていること。
・構成員の過半数が松戸市内在住であること。
・代表者が松戸市内在住であること。
・団体として責任を持ち、施設利用ルールを順守できること。
・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
・公序良俗に反しない団体であること。
・不特定多数の人を集めて、会費等を徴し、イベント等を行うことを常としている団体でないこと。
・その他、営利活動・政治活動・宗教活動等の意図が認められる団体でないこと。

2. 団体の登録方法

利用団体登録申請書を記入し、代表者の身分証明書を添えて、スポーツ振興課　スポーツ施設担当室の窓口へご提出ください。

※代表者以外の方も含め、重複して複数の団体への登録はできません。
※重複登録等が判明した場合、登録および予約は無効となります。
※団体登録の有効期間は 1 年で毎年度更新が必要です。
※ご提示いただいた代表者の身分証明書はその場で写しを取らせていただきます。

3. 利用可能な日時

毎月 1 日から 7 日までの午前 9 時から午後 5 時まで利用できます。
※1 月については、5 日から 11 日までになります。

4. 利用制限

1 団体につき、利用できるのは 1 回(平日・土日・祝日共通)までです。
平日:午前(午前 9 時から午後 1 時)または午後(午後 1 時から午後 5 時)
土日・祝日:2 時間まで
※利用希望日の 1 週間前に限り、上記の利用制限に関わらず、追加で予約をすることができます。

5. 予約方法

①通常の予約

スポーツ振興課　スポーツ施設担当室窓口(平日午前９時から午後４時 30 分)にて、毎月１日午前９時から翌月分の受付を開始いたします。松戸市スポーツ施設使用許可申請書を記入し、申請者の身分証明書を添えて、スポーツ振興課　スポーツ施設担当室の窓口へご提出ください。

※1 日が土日祝日の場合は、翌開庁日から受付を開始いたします。

※予約の申請は代表者もしくは同団体のメンバーに限ります。

②利用日の１週間前からの追加予約

１団体につき、利用できるのは１回(平日・土日・祝日・共通)までとしている利用制限とは別に、利用を希望する日の１週間前から、追加で予約することができます。

また、すでに予約している利用時間に連続する時間帯で追加で予約する場合に限り電話での予約が可能です。

既存の予約と連続しない時間帯を追加で予約する場合は、「①通常の予約」と同様にスポーツ振興課　スポーツ施設担当室の窓口で手続きをしてください。

※追加予約についても、予約の申請は代表者もしくは同団体のメンバーに限ります。

※利用を希望する日の１週間前が土日祝日の場合は、翌開庁日から受付を開始いたします。

※電話予約の場合、申請書の提出は不要です。

例１:予約済みの午前に続けて午後も利用したい場合

・既存予約:令和８年 10 月 14 日(水)午前
・追加予約:同日午後
・受付開始:令和８年 10 月７日(水)
・予約方法:電話または窓口

例２:翌日の午前を追加で利用したい場合

・既存予約:令和８年 10 月 14 日(水)午前
・追加予約:令和８年 10 月 15 日(木)午前
・受付開始:令和８年 10 月７日(水)
・予約方法:窓口

6. 利用できない日

下記の場合は利用できません。

・施設の状況により使用できない場合(整備・点検・修繕等)
・行事や大会等で使用する場合
・年末年始(施設休場期間)
・その他、市が利用不可と判断した場合

※天候等により、当日でも利用できない場合があります。